

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

1. 相談窓口

社会福祉法人 黒松内つくし園 養護老人ホーム 緑ヶ丘老人ホームが開設する特定施設入居者生活介護及び、介護予防特定施設入居者生活介護事業所が提供するサービスについての相談窓口は、次のとおりです。

住 所 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 5 6 2 番地 4

電 話 番 号 0 1 3 6 - 7 2 - 3 1 3 9

担当窓口相談員（計画作成担当者） 新川 るみ子

2. サービスの内容

（1）基本サービス

① 特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

② 利用者の安否の確認

施設の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

（2）サービスの提供

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。

（3）設備の使用、手続き及び介護サービス等

設備の使用、手続き及び介護サービス等については、入居に関する契約書の規程によるところとしますが、以下の事項についてもご参照ください。

① 居 室

当施設は個室・二人部屋で、原則的には居室移動はありませんが、入所後の心身の状況等により必要に応じて居室を変更することがあります。

<居室移動に関する事項>

（ア）利用者は、原則として入所時に指定された居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動できる場合があります。

1. 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的な理由があるとき。
2. 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
3. より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著し

い支障があるとき。

4. その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上において著しい支障があるとき。

(イ) 施設の管理者は、特定施設サービスの提供に著しい支障があると認める場合、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

(ウ) 居室の移動を希望する利用者は、その理由を職員に申し出てください。施設は、申し出を受けた時はその適否を利用者に通知します。

(エ) 施設が利用者の居室を移動させる場合は、利用者の同意を得ます。

(オ) 居室移動した利用者は、移動する前に使用していた個室を入居前の現状に復して下さい。また、その費用は利用者の負担とします。

② 食 事

一般食堂 朝食 7：50～ 昼食 11：45～ 夕食 17：30～

第二食堂 朝食 7：30～ 昼食 11：30～ 夕食 17：00～

- ・食事は外部事業者の日清医療食品に委託します。日清医療食品の栄養士が利用者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成し、調理員に調理させます。また、医師の指示による食事の提供を行うことがあります。
- ・食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

③ 入 浴

入浴介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

④ その他の介護

その他、日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施しますが、必要に応じて特定施設サービス計画に沿って機能訓練指導員が対応します。まずは職員へご相談ください。

⑥ 健康管理

利用開始後、健康状態を把握するため、嘱託医からの診察が受けられます。また定期的に嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他、協力歯科医院の来院も受けられます。まずは職員へご相談ください。

(4) その他のサービス

① 理 容

施設内での理容の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。ただし、実費負担となります。

② 所持品の管理

持ち込みできるお荷物は、原則的に居室の収納スペースとなります。

③ レクリエーション

年間を通じて利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

④ 老人積立金

養護老人ホーム緑ヶ丘老人ホームでは利用者相互の親睦と自治のための会として、友好会があります。会費は年度ごとに徴収し年額3,600円（月額300円）です。

3. 当施設の概要

法人・施設の名称	社会福祉法人 黒松内つくし園 養護老人ホーム 緑ヶ丘老人ホーム			
事業所の種類	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護			
代表者役職・氏名	理 事 長 岡久 孝雄			
施設長・氏名	施 設 長 岡久 健一			
所在地	〒048-0101 北海道寿都郡黒松内町字黒松内562番地4			
	電話番号	0136-72-3139	FAX番号	0136-72-3755
定款の目的に 定めた事業	1 第一種社会福祉事業 養護老人ホーム 緑ヶ丘老人ホーム 2 第二種社会福祉事業 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 黒松内町デイサービスセンター 在宅介護支援センター 3 公益事業 居宅介護支援事業所			

4. 職員配置状況

(1) 管理者	1名（常勤兼務）
(2) 生活相談員	1名以上（常勤兼務）
(3) 計画作成担当者	1名以上（常勤兼務）
(4) 介護職員	7名以上（常勤兼務）
(5) 看護職員	1名以上（常勤兼務）
(6) 機能訓練指導員	1名以上（常勤兼務）

5. 当施設の設備の概要

建 物	構 造	鉄筋コンクリート 地上二階建て
	延べ床面積	3704.47 m ²
	定 員	80名（うち特定施設定員40名）
居 室	79 室	個室40室、準個室39室
食 堂	2 室	1階
娛 楽 室	1 室	2階（サークル室）
集会室・仏間	2 室	1階
面 接 室	1 室	1階
浴 室	一般浴室	1階
	特殊浴室	1階

洗面所	8 室	1階4室 、 2階4室
トイレ	15 室	1階8室 、 2階7室
洗濯室	5 室	1階2室 、 2階3室

6. 料 金

(1) 保険が適用される基本料金

1日（または1月）あたりの料金		介護保険(10割)	利用者負担(1割)
特定施設入所者生活介護 (1日につき)	要支援1(183単位)	1,830円	183円
	要支援2(313単位)	3,130円	313円
	要介護1(542単位)	5,420円	542円
	要介護2(609単位)	6,090円	609円
	要介護3(679単位)	6,790円	679円
	要介護4(744単位)	7,440円	744円
	要介護5(813単位)	8,130円	813円
個別機能訓練加算	1日につき(12単位)	120円	12円
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)1月につき(100単位)	1,000円	100円
	(Ⅱ)1月につき(10単位)	100円	10円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)	(Ⅰ)1日につき(22単位)	220円	22円
	(Ⅱ)1日につき(18単位)	180円	18円
	(Ⅲ)1日につき(6単位)	60円	6円
口腔・栄養スクリーニング加算	6ヶ月に1回につき	200円	20円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス加算率を乗じた単位数(1月につき) (Ⅱ) 所定単位数の 153/1,000		

※利用者負担額は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額となります。

(2) その他自己負担となるもの（保険対象外の費用で全額利用者負担となるもの）

①特別な介護費用（本人が希望するオムツ代等）

②その他の実費

- ・理美容代・医療費・インフルエンザワクチン等自己負担分
- ・老人積立金費・生活雑貨・消耗品等・各種税金等

(3) 支払い方法

利用料は、サービスを利用した月の請求額を毎月翌月末日までにお支払いいただきます。
尚、金融機関口座から自動引き落とし致します。

7. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者相談・苦情窓口 主任相談員 高田 光康（電話0136-72-3139）

(2) その他

①黒松内町福祉課

ご利用時間平日 9：00～17：00 電話0136-72-4285

②国民健康保険団体連合会（苦情係）

ご利用時間平日 9：00～17：00 電話011-231-5161（内線6111）

③苦情解決第三者委員（事務所入口に氏名、住所等を掲示してあります）

8. 個人情報の利用目的

養護老人ホーム緑ヶ丘老人ホームでは、利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、以下のとおり利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。
又、別紙にて同意を得るものと致します。

9. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

利用者、ご家族アンケートによる意見などを把握する取り組み	利用者アンケート	実施日	2025年9月
	① あり	結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
	家族アンケート	実施日	2025年9月
	① あり	結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

10. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

氏 名		続 柄	
住 所	〒		
電話番号			

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要事項を説明しました。 尚、この契約書は 令和 年 月 日 より適用となります。			
事業者	所在地	〒048-0101 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 5 6 2 番地 1	
	名 称	社会福祉法人 黒松内つくし園	
	代表者名	理 事 長 岡 久 孝 雄 ㊞	
	説明者	所属氏名	養護老人ホーム 緑ヶ丘老人ホーム 計画作成担当者 新川 るみ子 ㊞

私は、契約書及び本書面により、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護「養護老人ホーム 緑ヶ丘老人ホーム」の利用にあたり、事業者から重要事項の説明を受け同意しました。		
利用者	住 所	〒048-0101 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 5 6 2 番地 4 社会福祉法人 黒松内つくし園 養護老人ホーム 緑ヶ丘老人ホーム
	氏 名	㊞
身元引受人	住 所	〒
	氏 名	㊞